

軽減税率導入の方法として個人番号カードを使用することに反対する声明

2017年4月に消費税率が8%から10%へ引き上げられることに合わせて、「飲食料品」への軽減税率の適用が検討されています。その具体的な実施方法としてマイナンバー制度を活用する案が検討されていますが、その内容は各報道を総合すると次のとおりです。

- 購入時は、消費税率10%分を支払い、店頭端末と個人番号カードを使用し、2%分のポイントが「還付ポイント蓄積センター（仮称）」に蓄積される。
- パソコンやスマートフォンなどで申請することで、銀行口座に還元される。
- 消費税の還元額（上限）は、一人当たり年間4,000円。

軽減税率の適用に際し個人番号カードを唯一の還元方法とすると、以下の問題があります。

- 1 ①個人番号カードの取得自体が難しく、「取得に支援を要する人」、②個人番号カードを取得してから適切に管理できず、「管理に支援を要する人」、③個人番号カード使用に際して携行を忘れるなど「使用にあたって支援を要する人」、④パソコンやスマートフォンしか申請方法がない場合、それを有していないこと等によって、「還元のための手続きに支援を要する人」などは、減税されません。
- 2 高齢や障害などにより自ら買い物が難しい人は、飲食料品を購入する場合にホームヘルパーや知人に個人番号カードを預けるなどしなければならないが、その手続きと運用において個人情報保護との両立が求められます。

以上から、軽減税率の導入に当たっては、個人番号カードの使用を必須とすることに反対すると共に、高齢者や障害者など支援を要する人に対する還元方法について、特段の配慮を求めます。

2015年9月16日

公益社団法人 日本社会福祉士会

会長 鎌倉克英